

JFA U-12 サッカーリーグ 2025 福島

実施要項

1 目的

公益財団法人日本サッカー協会のリーグ戦の推進と、競技会の整備・充実（小学年代）の趣旨に基づき（一財）福島県サッカー協会のもと実施するものである。

2 趣旨

小学生年代の少年・少女を対象に、サッカーの楽しさ、興味、関心を醸成すると共に、粘り強さ、技術の向上、心身の健全な発達を図る。併せて、年齢に見合った指導と M-T-M（マッチ・トレーニング・マッチ）メゾット指導法により、バランスのとれた選手及び指導者の養成を目指す。また、レベルの拮抗した長期的なリーグ戦を目指し、選手の育成・強化を図る。

3 名称

JFA U-12 サッカーリーグ 2025 福島

4 主催

公益財団法人日本サッカー協会、一般財団法人福島県サッカー協会

5 主管

一般財団法人福島県サッカー協会 第4種委員会

6 協賛

福島県東部読売会、福島県西部読売会、グランスポーツ株式会社

7 運営

参加20チームにて構成する「4種県リーグ運営委員会」にて運営する。

8 大会期間

- (1) 前期は2025年4月～6月、後期は2025年6月～10月5日（日）までとする。
- (2) 大会日程はグループリーグ運営責任者(以下運営責任者)が予め設定し、福島FA4種ホームページに掲載する。また、開催日ごとに決められた会場担当チームが責任を持って役割を行う。

9 会場

県内各地

10 参加資格

- (1) 2025年度公益財団法人日本サッカー協会(以下JFA)4種登録済みのチーム、選手であること。
- (2) 前項のチームに所属する小学6年生以下の選手であること。
- (3) 参加選手は健康であり、且つ保護者の同意を得ていること。
- (4) 参加チームは傷害保険（スポーツ安全保険等）に必ず加入していること。

- (5) 指導者研修会（講習会）に参加すること。当該年度 U12 リーグ参加チームにおいて各チーム 1 名以上の参加を必須とする。（指導者資格の有無は問わない）
- (6) エントリー表上のチームに所属する選手であり、JFA 発行の選手証を有するもの。選手証とは JFA WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した、選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またスマートフォン、パソコン画面に表示したものを示す。
- (7) ユニフォーム（シャツ・ショーツ・ソックス）は正・副異色 2 着を用意し、必ず携行すること。

1 1 チーム構成と条件

- (1) チーム構成はチーム役員 8 名エントリー可能でベンチ入りは 2 名以上 5 名以内とする。
エントリー選手登録人数は自由。（毎試合ベンチ入りは 1 6 名以内とする。）
- (2) チーム役員は当該チームを掌握指導する責任ある者であること。
- (3) 大会当日、ベンチ入りするチーム役員の追加を 2 名まで認める。
- (4) 移籍に関してはリーグ期間内で自由とする。

1 2 大会形式

- (1) 前期（A/B リーグ）と後期（上位/下位リーグ）に分けて 2 0 チームで行う。
- (2) 前期/後期リーグ共に、各ブロック 1 0 チーム編成とし、総当たり 1 回戦にて行う。
- (3) 前期 A/B リーグの上位 5 チームが後期上位リーグへ、前期 A/B リーグの下位 5 チームが後期下位リーグとなる。
- (4) 後期下位リーグ 7 位～ 1 0 位は、次年度地区リーグに降格とする。
- (5) 後期下位リーグ 4 位～6 位は、各地区 1 部リーグ 1 位とのプレーオフを行う。
同一母体から県リーグへ所属できるチーム数は 1 チームのみとする。
※リーグ戦の組合せ決定方法については別途定める。
※プレーオフの方式については別途定める。
- (6) 順位の決定はリーグ戦が終了した時点で勝点の合計が多いチームが上位とし、順位を決定する。ただし勝点が同一の場合は以下の順序より順位を決定する。
①得失点差 ②総得点 ③当該チーム間の成績 ④代表者による抽選
- (7) チームおよび個人の試合出場可能回数は次のとおりとする。
① 2 連休（土日）の場合、県リーグ・地区リーグ合計して 2 試合までとする。
② 3 連休（土日月など）の場合、県リーグ・地区リーグ合計して 3 試合までとする。

例 1) 土曜日・・・ 2 試合、日曜日・・・オフ、月曜日・・・ 1 試合 = OK

例 2) 土曜日・・・ 1 試合、日曜日・・・オフ、月曜日・・・ 2 試合 = OK

例 3) 土曜日・・・ 1 試合、日曜日・・・ 1 試合、月曜日・・・ 1 試合 = NG

ただし、リーグ戦全試合の消化を出来ない恐れが発生した場合、リーグ委員長承認のもと、次の緩和を可能とする。

① 2 連休（土日）の場合、県リーグ・地区リーグ合計して 4 試合までとする。

② 3 連休（土日月など）の場合、県リーグ・地区リーグ合計して 4 試合までとする。

※①②ともに、1 日最大 2 試合とし合計 4 試合を超えてはならない。

1 3 プロテクト選手管理

同一団体が県リーグと地区リーグの両方へ所属する場合、次の対応を行うこと。

- (1) 県リーグにエントリーする選手の中から6名をプロテクト選手に指定し、エントリー表へ記載するプロテクト選手は毎月更新できるものとする。
- (2) プロテクトされた選手は、同じ月に開催する地区リーグにはベンチ入り出来ない。
例) 4月に選手Aをプロテクト → 4月の地区リーグに選手Aはベンチ入りNG。
5月に選手Aをプロテクト解除 → 5月の地区リーグに選手Aはベンチ入りOK。
- (3) 毎月初め(当月リーグ戦実施前日の18:00まで)に運営責任者へエントリー表データをメール送付すること。ただし、前月とプロテクト選手に変更がない場合は送付不要とする。

1.4 競技規則

- (1) 大会実施年度のJFA制定の「サッカー競技規則」及び「8人制サッカー競技規則」に準じる。

(8人制サッカー競技規則より抜粋)

第12条 競技者が退場を命じられた場合、その競技者のチームは競技のフィールドでプレーする競技者を補充することができる。

1.5 競技会規定

- (1) ユニフォームについては以下の規定を追加する。
 - ① 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち合いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。その際、主審は両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ・ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
 - ② ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくても良い。
 - ③ アンダーシャツの色は問わない。ただしチーム内で同色のものを着用する。
 - ④ アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。ただしチーム内で同色のものを着用する。
 - ⑤ その他の事項については、JFAユニフォーム規定に則る。
 - ⑥ 背番号は試合の都度、変更を認める。
 - ⑦ GKユニフォーム緩和方式も認める。
例) FPシャツ(正)をFPが着用し、FPシャツ(副)をGK選手が着用し、ショーツとソックスはFPと同色で良とする。相手チームと色が重なってしまう場合のみビブス対応可とする。
- (2) 試合時間については40分間(20-5-20)とし、勝敗が決しない場合は引き分けとする。
勝点は以下のとおりとする。
①勝利3点 ②引き分け1点、③負け0点
- (3) 選手登録は16名以内とし選手交代は8名の自由な交代とする。試合成立最少人数は6名とし、下回った場合は試合を続けないものとし、同リーグ1試合の最大得失点差で敗者とする。
- (4) リーグ戦実施会場において、選手証を提示し確認を受けるものとする。
- (5) メンバー表は、リーグ戦の試合ごとに2部提出するものとし、最終的に提出したメンバー表が正となる。
- (6) テクニカルエリアを設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内から、その都度1名のチーム役員が伝えることができる。
- (7) アディショナルタイムの表示については実施しない。
- (8) 暑熱下においては、前・後半の途中で飲水タイム、クーリングブレイクを採用する。飲水タイム、クーリングブレイクの有無を前・後半開始前に両チームへ通告する。
- (9) 負傷した競技者の負傷の程度を確かめるために入場を許されるチーム役員の数には2名以内とする。

- (10) ピッチサイズは原則次のとおり推奨する：縦 68m・横 50m・ペナルティエリア 12m・ゴールエリア 4m・センターサークル半径 7m
- (11) ゴール： ゴールの内のり縦 2.15m、横 5m
- (12) 試合球はチーム持ち寄りとする。
- (13) 大会期間中警告を 3 回受けた者は、3 回目の警告を受けた次の 1 試合に出場できない。同一試合で 2 枚の警告を受けた場合は退場となり、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については、4 種規律委員会で決定する。
 - ※一発退場者については規律委員会の処分連絡が無くても次の 1 試合は出場できない。
 - ※リーグ戦における出場停止処分は、リーグ期間途中に開催する他公式大会での消化は基本行わないがリーグ最終戦後に出場停止処分の消化が必要な場合はその限りではない。
- (14) 中断及び対応について：試合中、降雨・雷の際は大会本部の判断で中断する。
再開方法は中断から 20 分様子を見て、再開が難しい場合、前半終了前はスコアに関係なく再試合とする。前半終了後は、同点の場合はトスにて勝敗チームを決定し、得点に差がある場合はそこで勝敗を決する。

1.6 審判

- (1) 有資格者による 2 人制（主審＋補助審判）で行う。
- (2) 試合終了後、審判報告書とメンバー表は会場担当チームへ提出すること。
- (3) 運営責任者が認めた場合のみ、当該審判を可能とする。

1.7 組合せ

一般財団法人福島県サッカー協会 4 種リーグ委員会で決定する。

1.8 公式記録

- (1) 会場担当チームは審判報告書を準備して、試合開始前に主審に渡すこと。
- (2) 会場担当チームは審判報告書を保管し、グループリーグ最終戦終了後に、運営責任者へまとめて提出すること。

1.9 懲罰について

- (1) (一財) 福島県サッカー協会理事会の決定に基づき、JFA U-12 サッカーリーグ 2025 福島に大会規律委員会を設置し、(一財) 福島県サッカー協会規律・裁定委員会は(公財) 日本サッカー協会の懲罰規定第 3 条（以下、懲罰規定という）により委任された所管する懲罰権の一部を懲罰規定第 25 条に基づき当該大会規律委員会へ再委任する。
- (2) 前項の再委任の範囲は、戒告、譴責及び 1 試合以下の出場停止処分の懲罰に限るものとする。
- (3) 委員構成
 - 委員長：(一財) 福島県サッカー協会 渡辺 正一規律・裁定委員会委員長
 - 委員：松本 貴洋

2.0 開会式

実施しない。

2.1 閉会式

実施しない。

※ただし、表彰対象チームのみ表彰式を実施。

2.2 表彰

後期上位リーグ、下位リーグの優勝チームへ賞状とシャールを授与する。

後期上位リーグ、下位リーグの準優勝・第3位チームへ賞状とトロフィーを授与する。

2.3 日程変更

- (1) リーグ日程の変更については、運営責任者が予め設定した試合日程を基準とし、リーグ開催の20日前までには変更手続きを完了させること。変更手続きが完了できず試合を棄権した場合は不戦敗とし、同リーグの最大得失点差スコアで敗者とする。

※ただし、次の事象に関する変更は対応を緩和する。なお緩和する事象については、試合前日の19時までに県リーグ委員長へ報告し、その後変更手続きを行うこと。感染症など、やむ負えない事情により、リーグ戦当日に選手を8名以上揃えられない場合。

※リーグ戦当日、地震、原子力事故、悪天候により実施できない場合や本事項に記載のない事象については、県4種リーグ委員会にて協議・決定する。

※変更後の日程においても試合の消化が出来なかった場合は不戦敗とし、同リーグ1試合の最大得失点差で敗者とする。また、その理由によっては県4種委員会ならびに県4種リーグ委員会にて対応を検討する。

◆変更手続きとは

リーグ日程の変更手続きは、変更を依頼するチームが対戦チームと日程調整を行い、会場・審判・会場設営&後片付けの段取りを済ませ、運営責任者へ内容を報告すること。その後、変更依頼を運営責任者が県4種リーグ委員長へ報告・承認作業を行い、県リーグ参加チームへ報告して手続きが完了となる。

2.4 その他

- (1) 会場準備と後片付けについて

①会場準備は当日の対戦カード第1試合目の2チームが責任を持って行う。事情により変更を行う場合、変更チームが全ての調整を行い以下の人数を確保させること。

(各チームは大人複数名を会場準備予定時間までに集合させること。)

(会場準備とは、ゴール、コーナーフラッグ、ウエイトの設置を意味する。)

②後片付けは当日の対戦カード最終試合の2チームが責任をもって行う。

※本件について責任を果たさないチームが発生した場合は、運営責任者が当該チームを代替日の会場準備および後片付けに指名する。

- (2) リーグ戦参加にあたっては、使用制限、立ち入り禁止、ゴミの処理、駐車場など会場担当者の指示に従うこと。特に路上駐車禁止。

- (3) 後期上位・下位リーグの結果で JFA 全日本 U-12 サッカー選手権福島県大会 2 次ラウンドへのシードを得るものとする。

- (4) 地区または県リーグに出場したチームは、JFA 全日本 U-12 サッカー選手権福島県大会への出場権利を得るものとする。

例) 地区または県リーグへ同一母体から合計3チーム出場した場合、JFA 全日本 U-12 サッカー選手権福島県大会へのエントリー可能チーム数は3チーム以下となる。

- (5) JFA 全日本 U-12 サッカー選手権福島県大会にエントリーできる選手は、リーグ戦において同一団体が出場した地区または県リーグにて最低 1 回以上ベンチ入りしていることを条件とする。
- (6) 本大会要項に規定されていない事項については、福島 FA 4 種リーグ委員会において協議の上決定する。
- (7) エントリー表、審判報告書、懲罰通知書、領収書等のリーグ戦に関わる書類一式については、福島 FA 4 種委員会 H P のリーグのリンクより取得すること。
その他、熱中症に対する対策等の書類も、同 H P のお知らせのリンクより取得すること。

2.5 参加費

2025年4月1日～2025年4月8日の間に¥15,000円を別紙に定めた指定口座へ振り込みをすること。
振込名義はチーム名にすること。

2.6 参加申込（エントリー表）送付先

福島 FA 4 種リーグ委員長 松本 貴洋

携帯 090-8845-2718

E-mail taka777_19730602@yahoo.co.jp

※2025年3月16日（日）までにメールにて送付すること。

2.7 領収書送付先

会計担当 細川 和孝

住所 別紙に定めた指定先住所へ送付すること。

携帯 090-7792-4064

E-mail kazu-taka@ninus.ocn.ne.jp

※領収書は、必ず自宅に到着するまでにポスト投函を完了してください。期日を守れなかった場合は、県4種委員会ならびに県4種リーグ委員会にて対応を検討する。